

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 12 月 20 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ホームプラザナフコ土山店 滋賀県甲賀市土山町頓宮  
字中野 181-1 他 4 筆

2 意見の概要 甲賀市からの意見

- (1) 敷地内での犯罪防止に留意した構造となるよう検討し、夜間照明の設置や施設周辺の通行者に配慮した道路側への照明など、防犯対策を講じること。
- (2) 事務所（店舗）から排出される廃棄物（ごみ）を市は収集していないため、収集する許可を持つ業者と契約するなど、法令に従い適正に処理すること。
- (3) 景観法に基づく届出を行うこと。
- (4) 屋外広告物を掲示する場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づく許可申請、および甲賀市の風景を守り育てる条例に基づく届出を行うこと。
- (5) 青少年の非行防止のため、建物の配置や照明の設置に配慮し、死角をなくすようにすること。
- (6) 店舗建築工事の施工等、店舗開発のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。
- (7) 雇用については地元での積極的な採用を配慮されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1

甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地

(2) 縦覧期間 平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 1 月 20 日まで